

問 下の文は日本国憲法の条文です。空らんにあてはまる語句を答えなさい。

第1条 天皇は、日本国の（ 1 ）であり日本国民統合の（ 1 ）であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の（ 2 ）に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を（ 3 ）すること。 三 衆議院を（ 4 ）すること。

第（ 5 ）条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる（ 6 ）と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、（ 7 ）にこれを放棄する。2 （略）陸海空軍その他の戦力は、これを（ 8 ）しない。（略）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない（ 7 ）の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の（ 9 ）の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを（ 10 ）してはならないのであつて、常に（ 11 ）のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として（ 12 ）される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、（ 11 ）に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の（ 12 ）を必要とする。

第14条 すべて国民は、（ 13 ）であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第15条 2 すべて公務員は、全体の（ 14 ）であつて、一部の（ 14 ）ではない。

第22条 何人も、（ 11 ）に反しない限り、居住、移転及び（ 15 ）の自由を有する。

第（ 16 ）条 すべて国民は、健康で（ 17 ）な最低限度の生活を営む権利を有する。

第26条 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に（ 18 ）を受けさせる義務を負ふ。

第27条 すべて国民は、（ 19 ）の権利を有し、義務を負ふ。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、（ 20 ）の義務を負ふ。

1		2		3		4	
5		6		7		8	
9		10		11		12	
13		14		15		16	
17		18		19		20	

名前 （ ）

<解答>

1	象徴	2	国事	3	公布	4	解散
5	9	6	戦争	7	永久	8	保持
9	不断	10	濫用	11	公共の福祉	12	尊重
13	法の下に平等	14	奉仕者	15	職業選択	16	25
17	文化的	18	普通教育	19	勤労	20	納税